

介護職員等

再就職準備金 貸付制度のお知らせ



介護業務への
再就職を
目指すあなたを
応援します！

介護福祉士等の資格をお持ちの方！
兵庫県内で介護等の業務に
2年間の就労で全額返還免除

介護福祉士等の
資格を使って
再就職を
目指す方

貸付額
40万円
以内

貸付利子
利子0%

連帯保証人

申請にあたっては連帯保証人1名が必要です。
安定した収入がある方を立ててください。配偶者やご両親でも構いません。(同居している場合でも可) ※本会から修学資金等の貸付を受けている方は連帯保証人になれません。

貸付対象経費

子どもの預け先を探す活動費、介護に係る講習会の参加費、国家試験の受講手数料、参考図書の購入費、介護職員等として就労するために必要な被服費、転居を伴う場合の費用、通勤用の自転車、バイクの購入費等

対象となる方

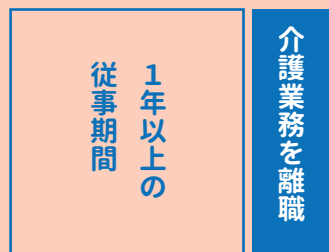
ご利用にあたっては、兵庫県に住民票登録をしている方または兵庫県に所在する介護保険サービス事業所に介護職員として就労される予定で、申込み時点では離職中の方で、次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者
 - (ア) 介護福祉士の資格を持っている方
 - (イ) 実務者研修施設において必要な知識および技能を修得した方
 - (ウ) 介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級・2級課程のいずれかの研修を修了した方
- ② ①に掲げる者として、介護保険サービス事業所で介護職員としての実務経験が1年(勤務日数180日)以上ある方
- ③ 兵庫県内の介護保険サービス事業所に就労(内定・採用決定)した方
- ④ あらかじめ兵庫県福祉人材センターに求職者登録を行った方

申込みから免除までの流れ

1

介護福祉士等の資格を有したうえで、介護業務に1年以上従事した期間が必要です。



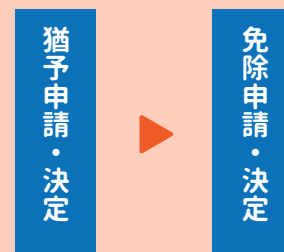
2

兵庫県福祉人材センターに求職者登録を行い、就職活動を行います。介護業務に再就職が決まったら、再就職日までに借入申込みを行います。



3

貸付金の送金と同時に、返還猶予申請を行い、介護等の業務に2年間従事した場合は返還免除することができます。



- ※申請時点で人材センターに求職者登録しており、内定や採用決定がされている方が対象です。
- ※貸付審査の内容によっては、貸付をお断りする場合があります。
- ※本会からの指示に従わない場合は貸付金を全額返還していただきます。
- ※「2年間従事」とは勤務日数が360日以上あることを指します。

所定の期間を満たす前に介護等の業務を辞めた場合、離職期間が3ヶ月を越える場合、兵庫県外で就労される等の場合は、全額返還となります。

返還（最大12カ月以内）

申込みに必要な書類

ご申請にあたっては次の書類をご準備いただき、本会へ送付してください。

【必要書類】

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① 貸付申請書 | ⑤ 資格証明書等の写し |
| ② 離職した事業所が発行する業務従事証明書 | ⑥ 住民税課税証明書（連帯保証人分・直近年度分） |
| ③ 再就職（内定・決定）証明書 | ⑦ 住民票（申請者分・3カ月以内のもの） |
| ④ 振込口座届出書（通帳の写しが必要） | ⑧ 再就職準備金利用計画書 |

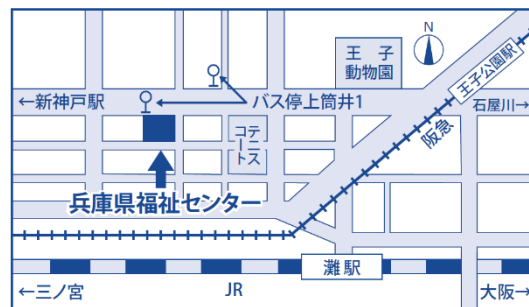
申請に必要な様式の取得については兵庫県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしていただくか、本会までご請求をお願いします。



社会福祉法人 **兵庫県社会福祉協議会**
福祉支援部

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL: **078-242-7944** (平日 9:00 ~ 17:00)



- JR 灘駅より徒歩 10分
- 阪急王子公園駅より徒歩 10分
- 神戸市営バス 90・92 系統「上筒井 1丁目」下車すぐ